

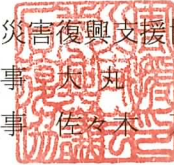
平成 24 年 10 月 30 日

災害廃棄物処理業務委託等に関する調査特別委員会について

一般社団法人石巻災害復興支援協議会

代表理事 大内 英 則

代表理事 佐々木 万亀夫



平成 24 年 9 月 26 日付に閉会した調査特別委員会（以下、百条委員会）について、当会は地方自治法第 100 条の趣旨に基づき記録の提出や証言を行い、説明責任を果たして参りましたが、以下の通り概要をご報告させていただきます。

百条委員会を理由として事業を廃止せざるをえない状況となり、石巻市の復興のために活用する予定であった資金面での損失も発生した上、事実と異なるインターネット上の書き込みや当協議会が犯罪行為を行ったかのような報道により、社会的な信頼の深刻な低下が引き起こされ、関係団体の皆様にも大きなご迷惑をおかけしました。

当会は、百条委員会の設置以前より市当局への関係書類の提出等を行い、また、法的な根拠や個人情報の取り扱い方針等の説明があれば、法令で定めのある調査範囲を超えた書類の開示についても協力させていただき所存でしたが、閉会に至るまで委員会からの追加要求はなく、個人情報等を含む一部の書類については提出の機会がないまま百条委員会が閉会致しました。

当会の透明性が明らかになることを期待し、調査に対して最大限協力して参りましたが、百条委員会において事実の解明に至らなかったことは遺憾に思います。

当会は設立当初から非営利型の一般社団法人として適正な会計処理および手続きを行っており、違法行為や私的な資金流用の事実はありませんでしたことを改めてご報告させていただきます。百条委員会へ提出した当会の会計関連書類はホームページでも公開しておりますが、詳細につきましては事務局にお問い合わせいただければ説明させていただきます。

これからも適正な情報公開に努め、団体としての説明責任を果たし、透明性を高めながら、復興イベント支援、地域交流促進や地域づくりのサポート等を通し、石巻の復興に向けて活動していきたいと考えております。

今後ともご支援賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

なお、百条委員会報告書の記載について、一部事実と異なり、誤解を引き起こしかねないと思われる点がありましたので、当会の見解を下記に説明させていただきます。

調査報告書「1 調査の趣旨」

【報告書ページ 1、行 18-21】 個人情報保護や公開規定などの制約により、既設の委員会での所管事務調査では実態解明が難しい状況となった。行政事務の監視・チェック機関である市議会として、この問題について事実を徹底的に究明し、明確な説明責任を果たす義務があると考え、との記載について

東日本大震災復興促進特別委員会などの既存の委員会（地方自治法第 98 条による委員会）も調査特別委員会（地方自治法第 100 条による委員会）も調査対象範囲は共に「地方公共団体の事務」であり、百条委員会が設置されたとしても、地方自治法施行令第 121 条の 4 及び第 121 条の 5 の通り、「個人の秘密を害することとなる事項に関する事務」は調査対象外でした。

調査報告書「7 調査の内容と結果」

（1）調査事項の問題点と委員会の判断

【調査事項 1】 藤久建設株式会社の災害廃棄物処理業務委託に関する事項

【報告書ページ 3、行 2-3】 日本財団から当会に貸与された車両を藤久建設株式会社が駆使して委託業務を実施した、という記載について

百条委員会において当会理事が証言したとおり、当時、瓦礫撤去や泥出しを行っていたボランティア団体が参加する調整会議にて各団体が自発的に活動場所を決定しており、元会長はその調整会議にほとんど入っておらず、また、日本財団から貸与された 2t ダンプについては、各団体が独自に運転手を確保して使用した例も多く、藤久建設株式会社が車両を占有して「駆使」するような運用方法ではありませんでした。

【報告書ページ 3、行 5-6】 （市当局が）当該業者への特別な配慮をしていたのではないかと推察される、という記載について

百条委員会での市長の証人尋問において、当会元会長が当該業者の社長であることは当時把握していなかったと証言されています。また、市当局関連部署 4 名に対する尋問においても、一業者としてか見ていなかった等の証言がなされており、百条委員会の議事録からは、同社の委託業務に関連し市当局が藤久建設を特別扱いしていたという根拠は極めて薄いと考えます。

【報告書ページ 3、行 16-17】 日本財団の車両は当会に対して非営利活動を前提に無償貸与された、という記載について

日本財団と当会が交わした覚書は日本財団の了承を得て市当局にも写しを提出済ですが、覚書上、使用に関する非営利・営利の制限や前提は記載されていませんでした。

【調査事項2】一般社団法人石巻災害復興支援協議会の入浴支援業務に関する事項

[ページ 4、行 30－31] 石巻市との契約金額について、当会の当時の会長が代表取締役を務める藤久建設による浴場建設工事費見積によって積算された見積もり金額をそのまま契約金額としたもの、という記載について

百条委員会において当会役員が証言したとおり、当会が藤久建設から受領した仮設浴場設置作業に関わる見積額を減額し、他の必要費目と合わせて市に企画見積書を提出しました。そのため、藤久建設からの見積がそのまま市と当会との契約額になった事実はありませんでした。

[ページ 4、行 37－ページ 5、行 1] 人件費や消耗品費の減額分約 650 万円の返還に関する協議の申し出があった、という記載について

該当契約には精算制ではなく、返還義務はないことから、当会も市当局も「減額分」や「返還」という語は使用していません。事業の収支が確定した後、当会から自主的に市に対して「差額取り扱いに関する協議の申し出」を提出し、市からの差額納付願いの通知文書を受け、納付手続きを行いました。

[ページ 5、行 1-5] 昨年 10 月 11 日の業務完了から約 7 ヶ月経過後に仮設風呂を運営した団体から事業費精算に関する回答があるなど、一連の問題が発覚し、議会の調査が始まるのと時を同じくする動きがあったことは、仮設風呂運営に係る人件費は当初から無償ボランティアだったのではないかと疑念を招く不自然なものであった、という記載について

本年 5 月 14 日の東日本大震災復興促進特別委員会の資料として提出した文書にて、事業費精算の遅延は議会の調査とは関連がなく、当会と協力団体との精算手続きの遅れが原因であることを説明しました。また同文書にて、請求予定であった人件費は、協力団体が得た他助成金により賄うことが可能となったことから費用が発生しなかった旨を説明し、協力団体から当会に提出された文書も関連書類として百条委員会の設置前に提出済でした。加えて、百条委員会の尋問においても、確実な運営をするために、計画当初より有償のスタッフを配置する予定であったことを証言いたしました。

[ページ 5、行 8] 浴場建設工事の発注が藤久建設からさらに別業者に再委託された、との記載について

当会は藤久建設から仮設浴場設置工事原価表（第三者開示不可）の提出を受け、また工事に係る個々の証憑写しを訪問の上で確認し、同社が適正な粗利の範囲で工事に必要な備品や消耗品を個別に発注して工事を行ったことを確認したことから、同社が別業者に再委託した事実はないと考えております。

【ページ 5、行 10-12】 入浴支援業務の業者選定理由が、契約規定第 20 条但し書きにある「特殊な工事又は特殊な物件の製造、購入若しくは借入れその他特に事由のあるもの」にふさわしかったのか、根本的に問われるところである、という記載について

発災後 4 か月後の混迷する状況において、受け入れの難しい夜間の運営や、石巻市で初めて実施する事業に係るリスク（衛生上の問題、台風等の強風対策、冠水時の対処等）も全て受注者が負担する必要があったことから、入浴支援業務は極めて特殊なものであったと言えると思います。また、市当局の関連部署の証言にもあった通り、自衛隊撤退後、夏場の衛生環境を維持するためにも一日でも早く入浴施設を設置することが求められていた状況を鑑みると、随意契約となる「その他特に事由のあるもの」にふさわしい緊急性があったと考えております。

【ページ 5、行 13-14】 緊急時とはいえ高額な委託業務を随意契約により実績のない石巻災害復興支援協議会に発注した根拠に乏しいといわざるを得ない、という記載について

1 日あたり 200—300 人、のべ 11,500 人に及ぶ対象者に入浴支援を提供できる大規模な仮設浴場を設置・管理運営できる事業者は、当時、石巻市に限らず被災地全域でも稀有な存在であったと言えると思います。また、事業委託契約に則り無事に事業を完了したことは石巻市としても大きな成果と考えられますので、評価を頂けなかったことを残念に思います。

【調査事項 3】 一般社団法人石巻災害復興支援協議会のボランティア調整管理業務委託に関する事項

【ページ 5、行 29-31】 災害ボランティアセンターで活動する団体として、同センターを運営する石巻市社会福祉協議会に対し、法人格の取得や市から当該業務を請負うことについて、報告や相談がなかった、という記載について

百条委員会に参考人として招聘された社会福祉協議会事務局長より、「4 月末か 5 月初めごろだったと思いますが、いつ申請して、いつ認定になるのか等についてお話を聞いた」と当会から社会福祉協議会に対する報告に関して証言がなされていました。

【調査事項 3】一般社団法人石巻災害復興支援協議会のボランティア調整管理業務委託に関する事項

[ページ 5、行 33] 災害ボランティアセンターにおける行政と社会福祉協議会の一体的な取り組みがなされていなかったものといえる、という記載について

調査過程において、石巻市社会福祉協議会事務局長より「石巻方式と呼ばれたこのやり方でございますが、成功だったというふうには思っております」と参考人の発言があったように、当時の多忙を極めた状況において、行政および社会福祉協議会と、各 NPO の間で最も緊密な連携がなされた自治体の一つであったと考えております。

【調査事項 4】一般社団法人石巻災害復興支援協議会に係る石巻市の諸施策に関する事項

[ページ 6、行 3-6] ボランティア活動に関する報告を求めるのであれば、本来、災害ボランティアセンターを運営する石巻市社会福祉協議会に出席要請するべきであり、そもそも災害対策本部条例及び災害対策本部運営要綱において、その参集範囲は規定されており、特定の民間団体をオブザーバーと称して安易に招き入れたことが様々な憶測や疑念を招いた要因の一つとなった、という記載について

石巻市地域防災計画震災対策編、第 3 章 第 1 節 147 ページにおいて「本部長が必要と認めるとき、会議に本部員の他、本部長が指名した者、その他本部長が必要と認めた防災関係機関の者の参加を要請する。」とあります。また、当会は、各支援団体から共有いただいた内容を行政にお伝えするために会議に出席させて頂いたことから、「特定の民間団体」という認識に相違があると考えます。

また、市長より、ボランティア活動が推進される中で泥出しや炊き出しの調整が必要であったため自然と本部委員会議に出席することになったとの証言がありました。特に炊き出しについては、自衛隊に匹敵する規模のボランティアによる数量実績を把握していたことから、自衛隊からも情報共有の依頼があったために災害対策本部に報告するようになった、というのが実際の経緯でした。

災害対策本部において NPO の活動報告がなされ、自衛隊や行政と情報共有や連携がなされたことは、国内の支援関係者はもちろん国連機関や海外からも問い合わせをいただいている大きな成果と考えております。

また、震災直後より尽力いただいた NPO の方々の活動人数や報告を重ねてきた事実に対して「安易」との表現がなされたことは心より遺憾に思います。

以上

(参考資料)

災害廃棄物処理業務委託等に関する調査特別委員会報告書 (12 ページ)